

厚生労働省発食安第0701017号

平成15年7月1日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力

諮 問 書

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の添加物の基準として、次に掲げる添加物の使用基準を改正すること

アセスルファムカリウム、亜硫酸塩類、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム